

令和6年7月保健業務主管課長会議事要旨

1 日 時 令和6年7月12日（金）9時30分～9時48分

2 場 所 市役所本庁舎地下1階第8共通会議室

3 出席者

（構成員）

各区保健業務主管課長、課長代理

（事務局）

健康局健康推進部健康施策課長、保健所管理課長

4 議 題

- (1) 市内の医療機関に勤務する医療従事者（医師等）の免許証等の原本照合について
- (2) 歯科保健実態調査について
- (3) その他

(1) 市内の医療機関に勤務する医療従事者（医師等）の免許証等の原本照合について

【保健所保健医療対策課長より資料に基づき説明】

大阪市保健所保健医療対策課において、医療法第25条に基づき病院等に立入検査を実施しており、その際、医療従事者の免許証の確認については、原本もしくは保健所・区保健福祉センターが原本照合を行った写しの提示を求めているが、今年度より原本もしくは医療機関が原本照合を行った写しの提示に改めることにより、区保健福祉センターにおいて対応していただく業務も見直す事とする。

ただし、診療所や施術所の開設や従事者変更等、区保健福祉センターへの届出時の免許証等の原本照合については、従来どおりとする。

【区】病院で原本照合をすれば良い話だと思うが、区の保健福祉センターで原本照合をしてきたのは、何か理由があったのか。

【説明者】過去に国から、資格確認をしっかりとするという通知等があった経過等もあり、府下全域で、原本照合を区の保健福祉センターや保健所で行うという取扱いを今までしている。今回、その法的根拠が無いため、どこまでやるのかという事もあり、立ち入りの際の確認について、大きい病院であれば、当然雇うときに管理者が原本照合や資格確認をしっかりとやっているため、そこの部分は病院にお願いしたいというふうに変えていきたい。府、医師会、病院協会に話をし、立ち入る病院については、病院の方で今後やってもらうという事である。

【区】元々は府が、行政で原本照合をしてくださいというような、通知等があったのか。

【説明者】府の取り決めでそうしている。府内の自治体はその取り決めで統一している。

【区】それを変える事ができるようになったという事か。

【説明者】市は府域とはいえ、市独自の動きもあるので、一応相談に行った。ただ府域の方は説明会に間に合わないため、来年度以降に、同じような取扱いで考えるという事は聞いている。

【区】この業務は全区の保健福祉センターでやっているが、保健所でもやっているのか。どちらでもできるというのは、何か理由があるのか。

【説明者】公的機関で原本照合をするという事になっているので、保健所に近い病院は保健所

に来る場合もある。大きい病院がある区は、おそらく、時期を集中して、原本照合をたくさん対応いただき、お手数をかけていたかと思う。

【区】区保健センターでやっていたというのは、一番近い等の理由で、病院のやりやすいようにやっていたという経過なのか。

【説明者】はい。

【区】病院で原本照合を行うように案内するとなっているが、窓口に来て、原本照合はしないという事か。

【説明者】はい。病院でお願いします、と断ってもらう事となる。病院にはまた通知をする。

【区】立入検査の件は理解したが、その他に、アルバイト用に原本照合をして欲しいという人がよく来る。原本照合をしなければならない規程等はあるのか。京都は、一切しないという通知を出しているようだ。京都でしないので、大阪市はやっているの大阪でお願いします、と言われて区に来る人がいる。断る事はできないのか。

【説明者】アルバイトで求められているというのはおそらく、大阪府内で働く人が、行政の求めに応じてやっているものかと思う。今後は、求めないという形になるので、アルバイトも病院でやってくださいと伝えてもらえればと思う。開設届や許可申請については従前通りの取り扱いである。また、近畿厚生局が求めている場合や、申請に基づく部門で例えば、厚生局に何か申請届出の時に求めてくるものや、准看護師が看護師免許をとるにあたり、准看護師免許等も申請に必要となり、その原本照合を行政でしてくださいという事は、関西広域連合が求めているので、その部分については、従前通りやっていただけだと思う。病院で働くにあたっての原本照合は、大阪市としては求めないという形になる。府内の病院に勤める等の場合は、基本、来年度までは大阪府が求めるということなので、それについてはお願いをしたい。京都市で働くためというのは、我々は関係が無いので、断ってもらって良い。

(2) 歯科保健実態調査について

【健康づくり課長より資料に基づき説明】

歯科疾患実態調査は、国民の歯科保健状況を把握し、8020運動（歯科保健推進事業等）の対策についての検討や、歯科口腔保健の推進に関する基本的事項及び健康日本21（第3次）において設定した目標に対する数値の取得等を行い、歯科保健医療対策の推進に必要な基礎資料を得ることを目的に4年に一度実施しています。前回は、令和4年度に実施しましたが、令和6年度から開始した「歯科口腔保健の推進に関する基本的事項（第2次）」や「健康日本21（第3次）」のベースライン値を取得する為、令和6年度に歯科疾患実態調査を行うことになりました。

厚生労働省が無作為抽出した単位区での調査となり本市では、天王寺区・阿倍野区・平野区の3区が該当している。該当区へは、後日、国民健康栄養調査と一緒に説明会を実施します。

【区】8020運動は原則、市が取り組む事業ではないという回答をもらっているが、間違いないか。昨年と今年に、局に確認したところ、市は関与しておらず、歯科医師会独自のものとして回答をもらっている。

【説明者】日本歯科医師会も、それぞれで色々な活動をしたり調査研究をしたりするので、回答内容について確認し、もう一度、正確に回答させていただく。